

議案第39号

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を  
改正する条例について

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年  
小松島市条例第17号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部  
を改正する条例

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年小松島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号を次のように改める。

（3） 独立行政法人労働者健康安全機構

第3条中第34号を第35号とし、第18号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

（18） 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。